

# 兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第22号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	5

## 公布された法令のあらまし

- ◎ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）  
行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第37条第2項第4号中「7級」を「6级以上」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款地方機関の項を次のように改める。

地方 機関	(1) 県民局長及び県民センター長 (2) 東京事務所長 (3) 自治研修所長 (4) 広域防災センター長 (5) 県立健康科学研究所長 (6) こども家庭センター所長(行政職9級の者に限る。) (7) 県立工業技術センター所長 (8) 県立ものづくり大学校長 (9) 県立農林水産技術総合センター所長 (10) 県立淡路景観園芸学校校長 (11) 森林動物研究センター所長	1種
	(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長(行政職8級の者に限る。)及び参事(行政職8級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。) (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長(行政職8級の者に限る。) (5) 健康福祉事務所長(医師・歯科医師職4級の者に限る。) (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長(行政職8級の者に限る。) (7) 土木事務所長(行政職8級の者に限る。) (8) 県立健康科学研究所副研究所長 (9) こども家庭センター所長(行政職8級の者に限る。) (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立ものづくり大学校副大学校長 (12) 県立工業技術センター次長 (13) 県立農林水産技術総合センター次長	2種
	(1) 兵庫県民総合相談センター所長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長 (3) 県民局及び県民センターの室長(行政職8級の者及び事務所の室長を除く。)及び参事(行政職8級の者及び事務所の参事を除く。) (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県税事務所長(行政職8級の者を除く。) (7) 健康福祉事務所長(医師・歯科医師職4級の者を除く。) (8) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長(行政職8級の者を除く。)	3種

<ul style="list-style-type: none"> <li>(9) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者に限る。）</li> <li>(10) 但馬水産事務所長</li> <li>(11) 土地改良事務所長</li> <li>(12) 土地改良センター所長（行政職7級の者に限る。）</li> <li>(13) 土木事務所長（行政職8級の者を除く。）</li> <li>(14) 尼崎港管理事務所長</li> <li>(15) 姫路港管理事務所長</li> <li>(16) 東京事務所次長（総括次長に限る。）</li> <li>(17) 自治研修所次長</li> <li>(18) 職員健康管理センターの所長及び室長</li> <li>(19) 職員会館長</li> <li>(20) 消費生活総合センターの所長</li> <li>(21) 保健所長</li> <li>(22) こども家庭センター所長（行政職9級及び8級の者を除く。）</li> <li>(23) 女性家庭センター所長</li> <li>(24) 県立明石学園長</li> <li>(25) 県立総合衛生学院副学院長</li> <li>(26) 食肉衛生検査センターの所長及び食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。）</li> <li>(27) 動物愛護センター所長</li> <li>(28) 県立身体障害者更生相談所長</li> <li>(29) 精神保健福祉センター所長及び次長</li> <li>(30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長</li> <li>(31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長</li> <li>(32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長</li> <li>(33) 県立神戸高等技術専門学院長</li> <li>(34) 県立障害者高等技術専門学院長</li> <li>(35) 兵庫障害者職業能力開発校長</li> <li>(36) 旅券事務所長</li> <li>(37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長</li> <li>(38) 家畜保健衛生所長</li> <li>(39) 森林大学校長</li> <li>(40) 六甲治山事務所長</li> <li>(41) 森林動物研究センター次長</li> <li>(42) 県立淡路景観園芸学校副校長</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 兵庫県民総合相談センター次長</li> <li>(2) 広域防災センターの消防学校長</li> <li>(3) 消費生活センター長</li> <li>(4) こども家庭センターの参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）</li> <li>(5) 農業改良普及センター所長（行政職7級の者を除く。）</li> <li>(6) 県税事務所の収税室長及び課税室長</li> <li>(7) 健康福祉事務所の福祉室長</li> <li>(8) 土地改良センター所長（行政職7級の者を除く。）</li> <li>(9) 土木事務所の室長</li> <li>(10) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。）</li> <li>(11) 東京事務所次長（総括次長を除く。）</li> <li>(12) 消費生活総合センターの副所長及び部長</li> </ul>	4種

<ul style="list-style-type: none"> <li>(13) 広域防災センターの部長</li> <li>(14) 県立健康科学研究所の危機管理部長</li> <li>(15) 県立明石学園副園長（行政職7級の者に限る。）</li> <li>(16) 県立総合衛生学院事務部長</li> <li>(17) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。）</li> <li>(18) 動物愛護センターの支所長（行政職7級の者に限る。）</li> <li>(19) 県立知的障害者更生相談所長</li> <li>(20) 県立工業技術センター総務部長</li> <li>(21) 県立ものづくり大学校企画部長</li> <li>(22) 県立農林水産技術総合センター総務部長</li> <li>(23) 県立農林水産技術総合センター農業大学校統括農業教育専門官</li> <li>(24) 県立農林水産技術総合センター農業大学校の参事</li> <li>(25) 森林動物研究センターの部長</li> <li>(26) 県立淡路景観園芸学校総務部長</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 副所長</li> <li>(2) 室長補佐及び所長補佐</li> <li>(3) 広域防災センターの消防学校副校長</li> <li>(4) 県立健康科学研究所の部長（危機管理部長を除く。）</li> <li>(5) 県立明石学園副園長（行政職6級の者に限る。）</li> <li>(6) 県立総合衛生学院の看護・介護部長、看護・介護部参事及び事務部次長</li> <li>(7) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職6級の者に限る。）</li> <li>(8) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長（行政職6級の者に限る。）</li> <li>(9) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長</li> <li>(10) 県立ものづくり大学校の企画部次長並びに姫路職業能力開発校の副校長及び次長</li> <li>(11) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長</li> <li>(12) 県立神戸高等技術専門学院副院長</li> <li>(13) 県立障害者高等技術専門学院副院長</li> <li>(14) 兵庫障害者職業能力開発校副校長</li> <li>(15) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長</li> <li>(16) 森林大学校副校長</li> <li>(17) 森林動物研究センター業務部副部長</li> <li>(18) 県立淡路景観園芸学校総務部次長</li> </ul>	5種
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県立工業技術センターの室長及び部次長</li> <li>(2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター—但馬水産技術センター次長</li> </ul>	6種
<ul style="list-style-type: none"> <li>県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長</li> </ul>	7種

別表第2(4)の部6級の款を次のように改める。

6級	3種	86,700円
	4種	78,000円

別表第3(4)の部6級の款を次のように改める。

6 級	3 種	66,500円
	4 種	59,900円

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款兵庫陶芸美術館の項中「館長」を「副館長」に改め、同款県立農林水産技術総合センターの項中「室長」を「参事」に改め、同表教育委員会の款事務局の項本庁の目中「人事班の主任」を「主任(秘書又は人事労務を担当する者に限る。)」に、「学校経理・整備班長」を「学校経理・就学支援班長」に改め、同款県立学校の項中「事務長」を「事務長 事務室長」に改める。

(職員の定年等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の定年等に関する規則(昭和59年兵庫県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 県立病院の薬剤部長
  - (8) 病院局管理課参事及び県立病院又は附属診療所の看護部長
- (兵庫県競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 兵庫県競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則(平成5年兵庫県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

機関	職
本庁	局長 理事 部長 参事 次長 副参事 総務課長
管理事務所	所長 副所長
場外発売所	所長

備考 本庁とは、兵庫県競馬組合組織規則(昭和55年兵庫県競馬組合規則第2号)第2章に規定する組織をいう。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会告示第3号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の内部部局の項を次のように改める。

知事の内部部局	主事	副主任	主任 副主任	主査 機関長	班長 官	室長 官	課長 室長	秘書広報室 長 県庁舎整備 プロジェクト室長 局長 出納局長 工事検査室 長 次長	会計管理者 部長 局長 参事	理事 技監
					主幹 船長 生活創造活 動専門員 生涯学習専 門員 軽油調査専 門員 健康管理専 門員 統計専門員 企画専門員 計量専門員 渉外専門員 農政専門員 検査専門員 換地専門員 農地管理専 門員 人と環境に やさしい農 業専門員 森づくり専 門員 林業専門技 術員 水産業専門 技術員 技術専門員 会計審査指 導専門員 工事検査専 門員 青少年指導 専門員 児童指導専 門員 文化専門員 保健医療専 門員	主任生活創 造活動専門 員 主任生涯学 習専門員 主任軽油調 査専門員 主任健康管 理専門員 主任統計専 門員 主任計量専 門員 主任渉外専 門員 主任農政專 門員 主任換地專 門員 主任農地管 理専門員 主任人と環 境にやさし い農業専門 員 主任技術專 門員 主任工事検 査専門員 主任青少年 指導専門員 主任児童指 導専門員 主任文化專 門員 主任保健医 療専門員 主任森づく り支援専門 員 船長	参事 隊長 官 主任広報專 門員 職員健康相 談員 職員相談員 主任技術專 門員	参事 公館長		

					森づくり支 援専門員 機関長					
--	--	--	--	--	----------------------	--	--	--	--	--

別表第1兵庫陶芸美術館の項を次のように改める。

兵庫陶芸美術館	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐		副館長		
---------	----	-----	-----------	------------	------------	------	--	-----	--	--

別表第1県立健康科学研究所の項を次のように改める。

県立健康科学研究所	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐		部長	副研究所長		
-----------	----	-----	-----------	------------	------------	--	----	-------	--	--

別表第1こども家庭センターの項を次のように改める。

こども家庭センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 児童福祉専 門員 企画指導専 門員 児童心理専 門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長	所長	
-----------	----	-----	-----------	------------	---	-------------	----------	----	----	--

別表第1県立総合衛生学院の項及び食肉衛生検査センターの項を次のように改める。

県立総合衛生学院	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 教務主任 課長補佐 教務事務専 門員	部次長	部長 参事	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 課長補佐 食肉検査専 門員	食肉衛生検 査所長 副所長 所長補佐	食肉衛生検 査所長	所長 食肉衛生検 査所長		

別表第1県立農林水産技術総合センターの項中

「

農業大学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 農業教育専 門員 課長補佐	副校長 主任農政専 門員 主任農業教 育専門員	室長 統括農業教 育専門官	校長		
-------	----	-----	-----------	------------	------------------------------------	-------------------------------------	---------------------	----	--	--

」

を

「

農業大学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 農業教育専 門員 有機農業教 育専門員 課長補佐	副校長 主任農政専 門員 主任農業教 育専門員 主任有機農 業教育専門 員	校長 参事 統括農業教 育専門官			
-------	----	-----	-----------	------------	---	--	---------------------------	--	--	--

」

に改める。

別表第1 県立森林大学校の項を次のように改める。

県立森林大学校	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査	課長 農政専門員 森林教育専門員	副校長 主任農政専門員 主任森林教育専門員	校長			
---------	----	-----	-----------	------------	------------------------	-----------------------------	----	--	--	--

別表第1 県立図書館の項を次のように改める。

県立図書館	主事	副主任	主任 副主任	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門員 司書  課長補佐 教育事務推進専門員 社会教育推進専門員	館長補佐 主任司書 主任調査専門員	次長 館長補佐	次長		館長
-------	----	-----	-----------	------------------	---	-------------------------	------------	----	--	----

別表第1 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の項を次のように改める。

県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	主事	副主任	主任 副主任	機関長 通信長 主査	事務長 事務室長 船長 課長補佐 航海長 機関長 通信長 学校事務専門員 学校技術専門員	事務長 船長	事務長			
----------------------------	----	-----	-----------	------------------	--	-----------	-----	--	--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。